徳島県告示第四百二十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定に基づき、徳島市長及び美馬市長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和三年六月十五日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　徳島市に係る地籍調査

1　調査を行った者の名称

徳島市

2　調査を行った時期

平成三十年度及び令和元年度

3　成果の名称

徳島市国府町南岩延及び北岩延の一部地区の地籍図及び地籍簿（国府八地区）

4　調査を行った地域

徳島市国府町南岩延及び北岩延の一部地区（国府八地区）

5　認証年月日

令和三年四月二十八日

二　美馬市に係る地籍調査

1　調査を行った者の名称

美馬市

2　調査を行った時期

平成三十年度及び令和元年度

3　成果の名称

木屋平字（市初）の地籍図及び地籍簿（木屋平二十五地区）

4　調査を行った地域

美馬市木屋平字市初（木屋平二十五地区）

5　認証年月日

令和三年四月二十八日